



発行 東京都

目次

8

公 告

○令和五年度技能検定の前期実施.....  
.....(産業労働局雇用就業部能力開発課).....  
○令和五年度技能検定随時二級、随時三級及び基礎級級の随時実施.....(同).....三

公 告

令和五年度技能検定期前実施について  
職業能力開発促進法施行規則(昭和四十四年労働省令第二十四号)第六十六条第三項の規定に基づき、令和五年度技能検定期前実施について、次のとおり公告する。  
令和五年三月一日

東京都知事 小 池 百合子

一 受検資格

職業能力開発促進法(昭和四十四年法律第六十四号)第四十五条に定める者

二 日程、職種、場所等

技能検定は、次に掲げる職種について、実技試験及び学科試験によって行う。

(一) 実施期日及び実施職種

ア 実技試験

次のイで定める職種について、令和五年七月九日(日曜日)に学科試験を行う三級職種については同年六月六日(火曜日)から同年八月十三日(日曜日)まで、その他の職種については同年六月六日(火曜日)から同年九月十日(日曜日)までの間、ただし、造園職種及びとび職種に限り、同年十一月十五日(水曜日)までの間において東京都職業能力開発協会が指定する日

イ 学科試験

令和五年七月九日(日曜日)に実施する職種 三級

園芸装飾、造園、機械加工(普通旋盤、フライス盤及びマシンングセンタに係るものに限る。)、工場板金(曲げ板金に係るものに限る。)、めっき(電気めっきに係るものに限る。)、電子機器組立て、建築大工、とび、左官、ブロック建築、化学分析、塗装(金属塗装に係るものに限る。)、舞台機構調整、商品装飾展示及びフラワー装飾

令和五年八月二十日(日曜日)に実施する職種

一級及び二級

造園、金属熱処理、金属プレス加工、産業車両整備、光学機器製造(光学ガラス研磨に係るものに限る。)、プラスチック成形(射出成形、インフレーション成形及び真空成形に係るものに限る。)、とび、築炉、防水施工(ウレタンゴム系塗膜防水工事、アクリルゴム系塗膜防水工事、セメント系防水工事、シリリング防水工事、改質アスファルトシート常温粘着工法防水工事及びFRP防水工事に係るものに限る。)、サッシ施工及び塗装

(木工塗装、建築塗装及び金属塗装に係るものに限る。)

三級

金属熱処理

単一等級

産業洗浄(高圧洗浄に係るものに限る。)

令和五年八月二十七日(日曜日)に実施する職種

一級及び二級

機械加工(普通旋盤、数値制御旋盤、フライス盤、数値制御フライス盤、平面研削盤、円筒研削盤及びマシンングセンタに係るものに限る。)、鉄工(製缶及び構造物鉄工に係るものに限る。)、めっき(電気めっきに係るものに限る。)、ダイカスト(コールドチャーンダイカストに係るものに限る。)、電子機器組立て、建設機械整備、婦人子供服製造(婦人子供服製作に係るものに限る。)、家具製作、建具製作(木製建具手加工に係るものに限る。)、印刷、左官、畳製作、内装仕上げ施工(プラスチック系床仕上げ工事、木質系床仕上げ工事、鋼製下地工事、ボード仕上げ工事及び化粧フィルム工事に係るものに限る。)、貴金属装身具製作及び商品装飾展示

令和五年八月三十日(水曜日)に実施する職種

一級及び二級

写真

令和五年九月三日(日曜日)に実施する職種

一級及び二級

園芸装飾、非接触除去加工、建築板金(内外装板金に係るものに限る。)、工場板金(曲げ板金及び打出し板金に係るものに限る。)、仕上げ、電気機器組立て(回転電機組立て及び配電盤・制御盤組立てに係るものに限る。)

る。)、鉄道車両製造・整備(内部ぎ装、配管ぎ装及び電気ぎ装に係るものに限る。)、石材施工(石張りに係るものに限る。)、ブロック建築、タイル張り、熱絶縁施工、表装及びフラワー装飾

単一等級

溶射(防食溶射に係るものに限る。)、枠組壁建築及び路面標示施工(溶融ペイントハンドマーカ―工事に係るものに限る。)

(二) 実施場所

東京都職業能力開発協会が指定する場所

(三) 実技試験問題の公表

令和五年五月三十日(火曜日)に東京都職業能力開発協会で行う。ただし、一部の職種に係る問題の全部又は一部については行わない。

三 受検申請の手続

(一) 提出書類

ア 技能検定受検申請書(以下「申請書」という。)

及び身分証明書の写し

イ 実技試験又は学科試験の免除を受けようとする場合は、その資格を証明する書面

合は、その資格を証明する書面

(二) 提出書類の受付期間

郵送による提出書類のみ受け付ける。

令和五年四月三日(月曜日)から同年四月十四日(金曜日)

日(必着)まで

(三) 郵送方法及び郵送場所

次の宛先に必ず簡易書留で郵送すること。

郵便番号一〇一―八五二七

千代田区内神田一丁目一番五号東京都産業労働局神

田庁舎五階 東京都職業能力開発協会業務課

(四) 受検申請に関する注意事項

ア 申請書及び受検案内は、東京都職業能力開発協会に配布する。

イ 実技試験及び学科試験の両方の免除を受ける資格のある者は、二(一)に掲げる検定職種でない職種についても受検申請することができる。

四 手数料及び納付方法

(一) 手数料

ア 手数料は、次に掲げる額の合計額とする。

実技試験 二級 全ての 一万八千二百円

及び 三級 申請者

以外

の級

二級 全ての 一万八千二百円

申請者

の場合にあっては、九千二百円

三級 在校生

一万二千二百円(三十五歳未満の者が受検する場合にあっては、三千

百円)

在校生

一万八千二百円(三十五歳未満の者が受検する場合にあっては、九

千二百円)

以外

申請者

全ての 三千百円

学科試験 各級

イ アにかかわらず、実技試験及び学科試験の全部の免除を受けることができる者については、次に掲げる額とする。

試験免除資格審査

二千元

(二) 納付方法

実技試験及び学科試験の手料は、令和五年五月下旬頃までに東京都職業能力開発協会から郵送される請求書に基づき、振込みにより納付するものとする。

また、納付した手数料は、原則として、申請の取消し、試験の欠席等の理由があっても返還しない。

五 合格発表

(一) 合格通知

技能検定合格者には東京都産業労働局雇用就業能力開発課から、実技試験又は学科試験のみの合格者には東京都職業能力開発協会から通知する。

(二) 合格者の発表等

技能検定合格者は、令和五年七月九日(日曜日)に学科試験を行う三級職種については同年八月二十五日(金曜日)に、その他の職種については同年九月二十九日(金曜日)に、東京都ホームページ内、TOKYO

Oはたらくネット(<https://www.hatarakunetro.tokyo.lg.jp/>)に掲載する。ただし、実技試験を令和

五年九月十一日(月曜日)から同年十一月十五日(水曜日)までの間に実施した場合、同年十一月三十日

(木曜日)に掲載する。

なお、一級及び単一等級の職種の技能検定合格者には厚生労働大臣名の、二級及び三級の職種の技能検定合格者には東京都知事名の合格証書を交付する。

その他

申請方法、手数料の納付方法等の詳細については、次

へ照会すること。

東京都職業能力開発協会 千代田区内神田一丁目一番

五

号

電話

03-3581-1111

ファクス

03-3581-1112

ホームページ

<http://www.kaiho.or.jp/>

五号東京都産業労働局神田庁舎五階 電話〇三(六六三)一六〇五二  
 東京都産業労働局雇用就業部能力開発課 新宿区西新宿二丁目八番一号 電話〇三(五三三〇)四七一七

令和五年度技能検定随時二級、随時三級及び基礎級の随時実施について

職業能力開発促進法施行規則(昭和四十四年労働省令第二十四号)第六十六条第三項の規定に基づき、令和五年度技能検定随時二級、随時三級及び基礎級の随時実施について、次のとおり公告する。

令和五年三月一日

東京都知事 小 池 百合子

一 職種

(一) 随時二級

さく井、機械加工(普通旋盤に係るものに限る。)、  
 鉄工、工場板金、めつき、機械検査、ダイカスト(ホ  
 ットチャンバダイカストに係るものに限る。)、電子  
 機器組立て、電気機器組立て(変圧器組立てに係るも  
 のに限る。)、冷凍空気調和機器施工、婦人子供服製  
 造、紳士服製造、印刷、製本、石材施工(石張りに係  
 るものに限る。)、パン製造、建築大工、かわらぶき  
 とび、左官、タイル張り、配管(建築配管に係るもの  
 に限る。)、型枠施工、鉄筋施工、コンクリート圧送  
 施工、防水施工、内装仕上げ施工、サッシ施工、表装  
 及び塗装(建築塗装及び金属塗装に係るものに限  
 る。)

(二) 随時三級

さく井、鋳造、鍛造、機械加工、金属プレス加工、  
 鉄工、建築板金、工場板金、めつき、仕上げ、機械検  
 査、ダイカスト、電子機器組立て、電気機器組立て  
 (回転電機組立て、変圧器組立て及び配電盤・制御盤  
 組立てに係るものに限る。)、プリント配線板製造  
 (プリント配線板製造に係るものに限る。)、冷凍空  
 気調和機器施工、婦人子供服製造、紳士服製造、寝具  
 製作、帆布製品製造、家具製作、建具製作、紙器・段  
 ボール箱製造、印刷、製本、プラスチック成形(圧縮  
 成形及び射出成形に係るものに限る。)、石材施工  
 (石張りに係るものに限る。)、パン製造、ハム・ソ  
 ーセージ・ベーコン製造、水産練り製品製造、建築大  
 工、かわらぶき、とび、左官、タイル張り、配管、型  
 枠施工、鉄筋施工、コンクリート圧送施工、防水施工、  
 内装仕上げ施工、熱絶縁施工、サッシ施工、表装、塗  
 装及び工業包装

(三) 基礎級

さく井、鋳造、鍛造、機械加工、金属プレス加工、  
 鉄工、建築板金、工場板金、めつき、仕上げ、機械検  
 査、ダイカスト、電子機器組立て、電気機器組立て  
 (回転電機組立て、変圧器組立て及び配電盤・制御盤  
 組立てに係るものに限る。)、プリント配線板製造  
 (プリント配線板製造に係るものに限る。)、冷凍空  
 気調和機器施工、婦人子供服製造、紳士服製造、寝具  
 製作、帆布製品製造、家具製作、建具製作、紙器・段  
 ボール箱製造、印刷、製本、プラスチック成形、石材  
 施工(石張りに係るものに限る。)、パン製造、ハム  
 ・ソーセージ・ベーコン製造、水産練り製品製造、建

築大工、かわらぶき、とび、左官、タイル張り、配管、  
 型枠施工、鉄筋施工、コンクリート圧送施工、防水施  
 工、内装仕上げ施工、熱絶縁施工、サッシ施工、ウエ  
 ルポイント施工、表装、塗装及び工業包装  
 二 実施等級等

技能検定は、前記の職種について随時二級、随時三級  
 及び基礎級に区分し、学科試験及び実技試験によって行  
 う。

三 実施期日、実施場所等

(一) 実施期日  
 令和五年四月一日(土曜日)から令和六年三月三十  
 一日(日曜日)までの間において東京都職業能力開発  
 協会が指定する日

(二) 実施場所

東京都職業能力開発協会が指定する場所

(三) 実技試験問題の公表

あらかじめ受検申請者宛て送付する。ただし、判断  
 等試験及び計画立案等作業試験に係るものを除く。

四 受検申請の手続

(一) 提出書類  
 技能検定受検申請書(以下「申請書」という。)及  
 び身分証明書の写し  
 (二) 提出書類の受付期間  
 郵送による提出書類のみ受け付ける。  
 令和五年四月一日(土曜日)から令和六年三月三十  
 一日(日曜日)(当日消印有効)まで。ただし、東京  
 都職業能力開発協会が試験実施困難と判断したものは  
 受検申請を受け付けない。

(三) 郵送方法及び郵送場所

次の宛先に必ず簡易書留で郵送すること。  
郵便番号一〇一―八五二七

千代田区内神田一丁目一番五号東京都産業労働局神

田庁舎五階 東京都職業能力開発協会指導課

(四) 受検申請に関する注意事項

申請書は、東京都職業能力開発協会で配布する。

五 手数料及び納付方法

(一) 手数料

ア 手数料は、次に掲げる額の合計額とする。

実技試験 各級 各職種 一万八千二百円

学科試験 各級 各職種 三千百円

イ アにかかわらず、実技試験及び学科試験の全部の免除を受けることができる者にあつては、次に掲げる額とする。

試験免除資格審査 二千円

(二) 納付方法

実技試験及び学科試験の手料金は、申請書及び身分証明書に添えて納付するものとする。実技試験又は学科試験の免除資格を有する者が免除を受けようとする場合は、その手数料の納付を要しない。

また、納付した手数料は、原則として、申請の取消し、試験の欠席等の理由があつても返還しない。

六 合格発表

(一) 合格通知

技能検定合格者には東京都産業労働局雇用就業部能力開発課から、学科試験又は実技試験のみの合格者には東京都職業能力開発協会から通知する。

(二) 技能検定合格証書の交付

技能検定合格者には、東京都知事名の合格証書を交付する。

七 その他

申請方法、手数料の納付方法等の詳細については次へ照会すること。

東京都職業能力開発協会 千代田区内神田一丁目一番

五号東京都産業労働局神田庁舎五階 電話〇三(六六三

一) 六〇五四

東京都産業労働局雇用就業部能力開発課 新宿区西新

宿二丁目八番一号 電話〇三(五三二〇) 四七一七

発行所  
東京都新宿区西新宿二丁目八番一号  
電話 〇三(五三二二) 一一一一(代)

郵便番号  
163-8001

定価

本号  
一箇月 六、六〇〇円  
(郵送料を含む)

印刷所

勝美印刷株式会社  
東京都文京区白山一丁目十三番七号  
電話 〇三(三八二二) 五二〇一(代)

郵便番号  
113-0001

